

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上田市長

公表日

令和4年3月22日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	国民健康保険資格管理・税賦課・保険給付の実施
事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、他の健康保険に加入していない75歳未満の住民を対象として国民健康保険事業を実施している。また、地方税法に基づき、国民健康保険税(国保税)の賦課を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 被保険者資格(得喪、自己負担区分等)の管理 被保険者証等の証発行 国保税の賦課において世帯、所得、収納状況の確認 保険給付では被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関する給付 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>< オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
システムの名称	<p>国民健康保険システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) 統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国保税賦課ファイル	国保資格ファイル 国保給付ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第1の16の項及び30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</p> <p>< オンライン資格確認の準備業務 ></p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、120の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち第1欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は共済組合等」である項(29の項)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」である項(27の項) 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」である項(42及び43の項)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第20条及び第25条</p> <p>< オンライン資格確認の準備業務 > 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康こども未来部国保年金課
所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市健康こども未来部国保年金課 電話: 0268-23-5118
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市健康こども未来部国保年金課 電話: 0268-23-5118

しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月22日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] < 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月22日 時点

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	- 5 部署	健康福祉部国保年金課	福祉部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	- 5 所属長	木藤 忠彦	国保年金課長 細川 真利子	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	- 1 事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、他の健康保険に加入していない175歳未満の住民を対象として国民健康保険事業を実施している。また、地方税法に基づき、国民健康保険税(国保税)の賦課を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>被保険者資格(得喪、自己負担区分等)の管理 被保険者証等の証発行 国保税の賦課において世帯、所得、収納状況の確認 保険給付では医療受診の診療情報に基づく請求の審査支払</p>	<p>・国民健康保険法に基づき、他の健康保険に加入していない175歳未満の住民を対象として国民健康保険事業を実施している。また、地方税法に基づき、国民健康保険税(国保税)の賦課を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>被保険者資格(得喪、自己負担区分等)の管理 被保険者証等の証発行 国保税の賦課において世帯、所得、収納状況の確認 保険給付では被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関する給付 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報</p>	事前	平成30年度実施の国民健康保険制度改革に伴う次期国保総合システムおよび国保情報集約システムの導入に向けた個人情報保護評価の再実施のため。
平成29年4月1日	- 1 システムの名称	国民健康保険システム、 国保総合システム 長野県国保連保険者ネットワーク 統合宛名システム、 中間サーバー	国民健康保険システム 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) 統合宛名システム 中間サーバー * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	平成30年度実施の国民健康保険制度改革に伴う次期国保総合システムおよび国保情報集約システムの導入に向けた個人情報保護評価の再実施のため。
平成29年4月1日	- 3 特定個人情報ファイル名	国保資格、国保給付、国保税業務ファイル 請求支払、国保共電、保険者レセプト管理業務ファイル 長野県国保連保険者ネットワーク内 取込用データファイル	国保税賦課ファイル 国保資格ファイル 国保給付ファイル	事前	平成30年度実施の国民健康保険制度改革に伴う次期国保総合システムおよび国保情報集約システムの導入に向けた個人情報保護評価の再実施のため。
平成31年4月1日	- 7 連絡先	福祉部国保年金課	健康子ども未来部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	- 8 請求先	福祉部国保年金課	健康子ども未来部国保年金課	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	- 5 所属長の役職	国保年金課長 細川 真利子	国保年金課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年8月12日	-1 事務の概要 システム の名称 3個人番号の利用 法 令上の根拠 4 法令上の根 拠		オンライン資格確認の準備業務を記載	事前	
令和3年3月31日	-4 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)に「医療保険者」が含ま れる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、 33、39、42、58、62、80、87、93、106の 項)	(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)に「医療保険者」が含ま れる項(1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、 33、39、42、58、62、80、87、93、106、 120の項)	事前	主務省令の名称及び条項を 追加するものであり、重要な 変更には該当しない。
令和3年9月1日	-4 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正により項ズレが 生じたもので重要な変更には該 当しない